



国総建第69号
国総建整第72号
平成21年6月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議



下請資金繰り支援事業について

景気状況が悪化する中、建設投資の急速な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅の下請建設業者等は、極めて厳しい経営状況に直面していることから、今般、平成21年5月29日に成立した平成21年度補正予算において、下請建設業者等の経営強化対策として、下請建設業者等の資金繰りの円滑化のための措置が講じられたところです。

このたび、上記の措置を受け、下請建設業者等が元請建設業者に対して有する工事請負代金等に係る債権を支払期日前にファクタリング事業者が買い取る場合に、下請建設業者等の資金繰りを確保するため、債権の買取時の下請建設業者等の金利負担の軽減及び債権回収に係る緊急的なリスク負担の軽減を図る下請資金繰り支援事業を当分の間実施することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

なお、下請代金の支払の適正化等については、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（平成20年11月27日付け国総入企第14号）等により、「下請代金の支払は、できる限り現金払することとし、現金払と手形払を併用する場合には、少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定し、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意する」よう、また、元請負人は「下請負人が債権譲渡承諾について依頼してきた場合は、その承諾について配慮する」よう、かねてから貴職のご指導をお願いしているところですが、重ねてのご指導をお願いします。

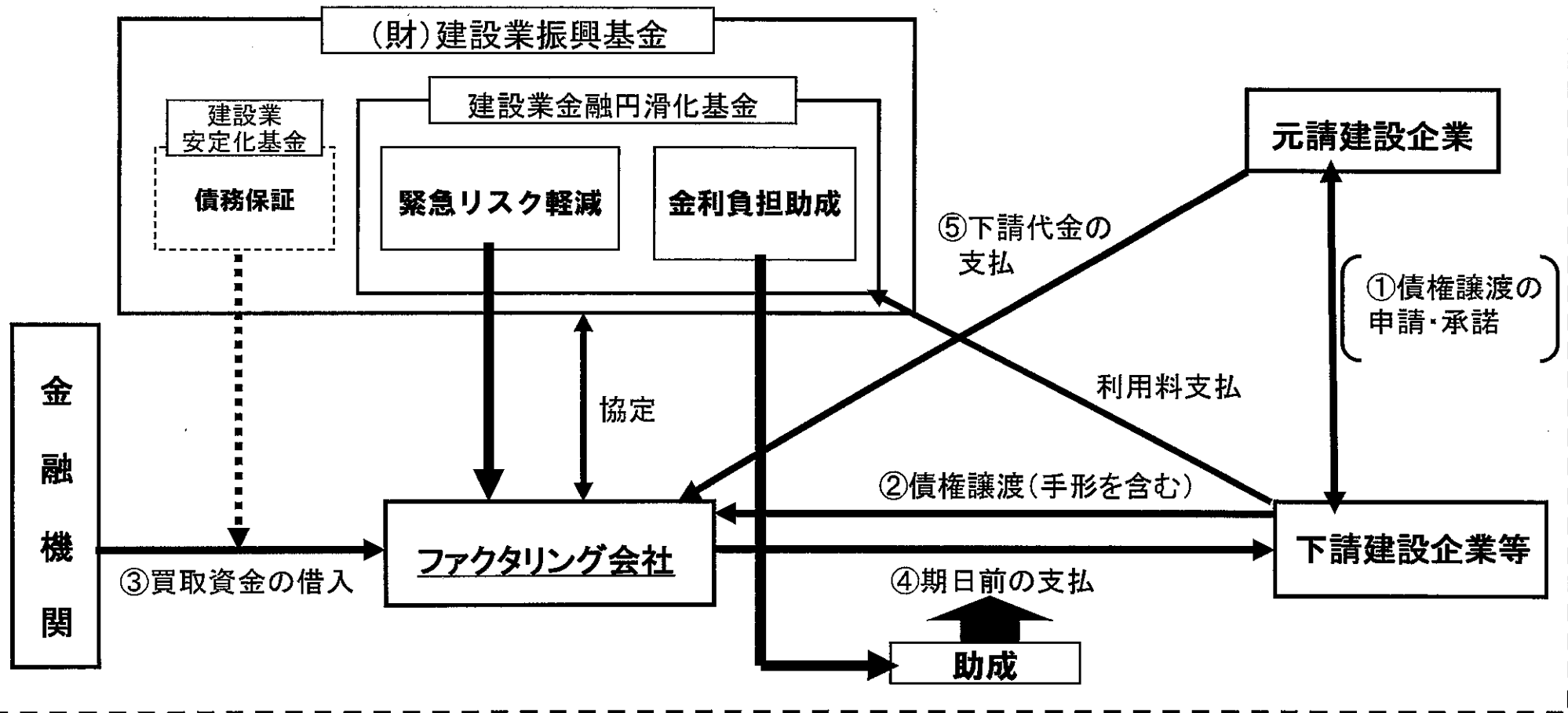
下請資金繰り支援事業について

平成21年度補正予算額
96億円

事業の概要

- 下請建設企業等の資金繰りの円滑化を図るため、緊急的に下請建設企業等の保有する債権を買取る事業を実施（平成23年3月31日までの時限措置）。
- ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、(財)建設業振興基金による債務保証を実施。
- 下請建設企業等の金利負担の軽減を図るとともに、緊急的にリスク軽減を図るための助成を実施。

事業のスキーム図



下請資金繰り支援事業について(要綱)

1. 本事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2. 本事業の対象範囲

(1) 対象となる下請建設企業等

本事業の対象となる下請建設企業等は、以下の者とする（ただし、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下、又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の中小・中堅企業に限る。）。

- ① 元請建設企業から当該建設工事の全部又は一部を直接請け負っている下請建設企業
- ② 元請建設企業に当該建設工事に関する資材を直接供給している資材業者

(2) 対象となる債権

①債権の成因要件

本事業による買取の対象となる債権は、元請建設企業を債務者、下請建設企業等を債権者とするものであって、建設工事に関するものとする。

②元請建設企業の要件

本事業による買取の対象となる債権は、以下の要件をすべて満たす元請建設企業が債務者であるものとする。

- i) 本事業に基づき債権の買取を実施しようとする日が属する年度又はその前年度に公共工事（国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。）の受注実績があること。
- ii) 破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は特別清算開始の申立てがなされていないこと。

- iii) 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。
- iv) 財務内容の健全性が著しく損なわれている者でないこと。
- v) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

3. ファクタリング会社

(1) 選定基準

本事業を実施するファクタリング会社は、以下の要件をすべて満たす者であって、(財)建設業振興基金が認める者とする。

- ① 貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条に基づく登録を受けていること。
- ② 建設業の実務に関して専門的知見を有していること。
- ③ 債権の買取事業を確実に実施するに足る財産的基礎及び社会的信用を有していること(原則として前年度決算において、資本の額又は出資の総額が別に定める額以上の企業とする。)
- ④ 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。

(2) 債権買取限度額等

① 債権買取限度額

- i) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額(買取債権残高の限度額をいう。以下同じ。)は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。
- ii) 基金及びファクタリング会社は、i)により(3)の協定に債権買取限度額を定めるときは、ファクタリング会社が過大なリスクを取ることのないよう留意するものとする。

② 一の元請建設企業当たり債権買取限度額

- i) ファクタリング会社の一の元請建設企業当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。
- ii) (財)建設業振興基金は、一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高が、(財)建設業振興基金の定める上限額を超えないよう、ファクタリング会社の当該元請建設企業に係る債権買取限度額を引き下げる等必要な措置を講じるものとする。

③ 一の下請建設企業等当たり債権買取限度額

- i) ファクタリング会社の一の下請建設企業等当たり債権買取限度額は、別に定める額の範囲内で(3)の協定に定める額とする。
- ii) ファクタリング会社が一の下請建設企業等から買い取る債権の下限額は、買取一回当たり、別に定める額以上で(3)の協定に定める額とする。この場合において、一回に複数の債権を買い取るときは、当該複数の債権の債権金額の合計額が、前段で定める買取下限額以上であれば足りるものとする。

④債権の買取料率の上限

ファクタリング会社が債権買取の際に設定する買取料率は、別に定める利率を上限とする。

⑤損失補償限度額

ファクタリング会社が受けられる損失補償の限度額は、平成21年度建設業振興費補助金（建設業金融円滑化補助金）交付要綱に基づいて（財）建設業振興基金に交付された補助金及び本事業を利用する下請建設企業等が支払う利用料金により、（財）建設業振興基金内に造成された建設業金融円滑化基金（ただし、金利負担助成に充てる部分を除く。）の範囲内で（3）の協定に定める額（各年度毎に決定）とする。

（3）協定の締結

- ① （財）建設業振興基金は、本事業を実施するため、ファクタリング会社と本事業の実施に関する包括的な協定を締結する。
- ② 当該協定においては、少なくとも次の事項を定める。
 - i) （2）①から③までに定める債権買取限度額及び⑤に定める損失補償限度額
 - ii) 4. （2）に定める利用料金の徴収及び基金への支払のため必要な手続
 - iii) 5. に定める金利負担助成の実施手続
 - iv) 6. に定める損失補償の実施手続
 - v) ファクタリング会社が（財）建設業振興基金に対して行う下請建設企業等の債権の買取実績及び損失の発生実績に関する報告手続
 - vi) ファクタリング会社が（財）建設業振興基金に対して行う損失補償の対象となった債権の管理状況に関する報告手続
- ③ 基金は、建設業金融円滑化基金の残高、本事業におけるファクタリング会社の実績等の状況を踏まえ、①の協定の定めるところにより、② i) の各債権買取限度額及び損失補償限度額を変更することができる。

4. 債権買取

- （1）下請建設企業等は、債権をファクタリング会社に譲渡し、ファクタリング会社は、当該債権の買取金額を下請建設企業等に支払う。
- （2）下請建設企業等は、債権を譲渡する際、別に定める料率の利用料金をファクタリング会社を通じて（財）建設業振興基金に支払う。
- （3）（財）建設業振興基金は、ファクタリング会社が債権買取のために必要とする資金を金融機関より調達するため、当該資金調達に対し債務保証を行うことができる。

- (4) ファクタリング会社は、支払期日に元請建設企業から債権金額を回収する。

5. 金利負担助成

(1) 助成額

(財) 建設業振興基金は、下請建設企業等が本事業により債権の譲渡を行う場合において、当該下請建設企業等に対し、(2)に定める方法により別に定める料率に相当する額を助成する。

(2) 助成の実施

- ① (財) 建設業振興基金から助成金を受け取るファクタリング会社は、債権買取の際、その設定する債権の買取料率から(1)の助成料率相当分を差し引く。
- ② (財) 建設業振興基金は、ファクタリング会社の債権買取額を基に、別に定める期間ごとにファクタリング会社に対して助成金を交付する。

6. 損失補償

(1) 損失補償の実施

(財) 建設業振興基金は、3.(3)の協定に基づきファクタリング会社が下請建設企業等から買い取った債権の全部又は一部の回収が、元請建設企業に係る民事再生手続開始の申立て、手形交換所による取引停止処分等の事由により困難となり、ファクタリング会社に損失が生じたときは、当該債権金額に別に定める率を乗じた額を補償する。

(2) 損失補償金の支払

(財) 建設業振興基金は、3.(3)⑤に基づきファクタリング会社から損失の発生実績に関する報告を受けた後、ファクタリング会社からの損失補償金の請求を受け、別に定める期間ごとにファクタリング会社に対し損失補償金の支払いを行う。

(3) 損失補償の対象となった債権の管理及び回収並びに回収した場合の返戻

ファクタリング会社は、損失補償金の支払いを受けた後も、当該損失補償の対象となった債権の回収に努めることとし、回収した場合には、別に定めるところにより、回収額の一定割合を(財) 建設業振興基金に返戻する。

7. 国への報告

(財) 建設業振興基金は、本事業の実施状況について、別に定める期間ごとに国土交通省に報告するものとする。

8. 実施時期等

(1) 施行期日

本事業は、平成21年7月1日から施行し、当面、本事業により平成23年3月31日まで買い取られた債権を対象とする。

(2) 本事業の適正な実施

(財)建設業振興基金は、本事業の実施に当たり、必要に応じ、有識者の意見を聴く等により本事業の適正な実施を確保するものとする。

(3) 要綱の見直し

本要綱は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。

下請資金繰り支援事業における債権買取限度額等の内容

項 目	内 容
<p>1. 債権買取限度額等</p> <p>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</p> <p>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額</p> <p>(3) 一の下請建設企業等当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額</p> <p>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</p> <p>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額 (各年度毎に決定)</p>	<p>・ファクタリング会社の純資産の2.5倍(残高ベース)を上限として、ファクタリング会社ごと個別に設定。</p> <p>・5億円(残高ベース)を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。</p> <p>・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円(残高ベース)の3段階。</p> <p>・500万円を下限。</p> <p>・15%(年率)を上限。</p> <p>・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額率を設定。</p>
<p>2. 債権買取</p> <p>・利用料金の料率</p>	<p>・原則として債権の利率(年率)1%。</p>
<p>3. 金利負担助成</p> <p>・助成の料率</p>	<p>・助成する料率は、ファクタリング会社が当該債権を買い取る際に設定する債権の買取料率(年率)の2分の1(ただし年率3%を上限)。</p>
<p>4. 損失補償</p> <p>・損失補償率</p>	<p>・原則として債権金額の95%。</p>
<p>5. ファクタリング会社の選定基準</p> <p>・財産的基礎(資本)の要件</p>	<p>・原則として、前年度決算において、資本金の額が原則5億円以上の企業(ただし、特に売掛債権の買取に関する実務経験及び専門知識を有する者として(財)建設業振興基金が認めるものについては、この限りでない)。</p>

※ 上記の内容は、本事業の実施状況を踏まえ、適宜見直すものとする。